

# 川崎市環境教育・学習推進会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 川崎市環境教育・学習アクションプログラム（令和3年2月策定）に基づき、本市における環境教育・学習事業を有機的及び体系的に推進するため、川崎市環境教育・学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市環境教育・学習アクションプログラムに関すること。
- (2) 環境教育・学習に関する事業計画の調整に関すること。
- (3) 環境教育・学習の推進に必要な情報交換に関すること。
- (4) その他、環境教育・学習の推進に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境局総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

## (会議)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (ワーキング会議の設置)

第5条 推進会議は、第2条に係る所掌事項に関し、専門的に調査・検討するため、ワーキング会議を設置する。

- 2 ワーキング会議は、環境局総務部企画課長、別表2に掲げる組織の係長又は課長補佐職員をもって組織する。
- 3 ワーキング会議には座長を置き、座長は環境局総務部企画課長をもって充てる。
- 4 ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

## (関係者の出席)

第6条 推進会議及びワーキング会議は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 推進会議及びワーキング会議の事務局は、環境局総務部企画課に置く。

## (その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 「川崎市環境教育・学習推進連絡調整会議設置要綱（平成 9 年 3 月 19 日施行）」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条第3項関係）

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

総務企画局都市政策部企画調整課長

財政局財政部財政課長

経済労働局産業政策部企画課長

環境局脱炭素戦略推進室担当課長

環境局環境対策部地域環境共創課担当課長

環境局生活環境部減量推進課長

環境局生活環境部廃棄物政策担当課長

環境局施設部処理計画課長

環境局環境総合研究所担当課長

こども未来局総務部企画課長

建設緑政局総務部企画課長

川崎区役所まちづくり推進部企画課長

幸区役所まちづくり推進部企画課長

中原区役所まちづくり推進部企画課長

高津区役所まちづくり推進部企画課長

宮前区役所まちづくり推進部企画課長

多摩区役所まちづくり推進部企画課長

麻生区役所まちづくり推進部企画課長

上下水道局経営戦略室担当課長

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長

教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター担当課長

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

経済労働局産業政策部企画課

環境局脱炭素戦略推進室

環境局環境対策部地域環境共創課

環境局生活環境部減量推進課

環境局生活環境部廃棄物政策担当

環境局施設部処理計画課

環境局環境総合研究所

こども未来局総務部企画課

建設緑政局総務部企画課

川崎区役所まちづくり推進部企画課

幸区役所まちづくり推進部企画課

中原区役所まちづくり推進部企画課

高津区役所まちづくり推進部企画課

宮前区役所まちづくり推進部企画課

多摩区役所まちづくり推進部企画課

麻生区役所まちづくり推進部企画課

上下水道局経営戦略室

教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター

教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター